省　令

○総務省令第十八号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十六日

総務大臣　村上誠一郎

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に、「次号及び第三号」を「以下この号から第三号まで」に改める。

様式第一から様式第二の二まで及び様式第五から様式第十二の四までの規定並びに様式第十五の三中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

様式第十八注23中「第２条第15号」を「第２条第16項」に改める。

様式第三十三から様式第三十七までの規定、様式第三十八の四、様式第三十八の五、様式第三十八の八、様式第三十八の九、様式第三十八の十二から様式第三十八の十六までの規定、様式第三十八の十七注２及び様式第三十八の十八から様式第三十八の二十までの規定中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第三第二表注11中「第２条第15号」を「第２条第16項」に改める。

様式第二十三の十五注４及び様式第二十三の十六第二表注５中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

様式第二十五注１及び注３中「第16条」を「第15条（第２項を除く。）」に改める。

（電気通信番号規則の一部改正）

第三条　電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

様式第１中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

告　示